

変更前(2021 年 12 月 20 日版)	変更後(2022 年 7 月 25 日版)
<p>第 5 条 施設の設置等</p> <p>1. 本施設のうち送信所から光コンバータ（以下「光保安器」といいます）までの施設（以下「光保安器までの施設」といいます）は当社が所有するものとし、光保安器より先の施設（以下「利用者施設」といいます）は利用者が所有するものとし、光保安器に搭載されている電源ユニット（以下「電源部」といいます）は、分離して利用者施設に設置することが出来るものとし、本サービスに付随するサービス等の機器には、当社所有のもの（以下「貸与機器」といいます）があり、当該貸与機器を利用者へ貸与するものとし、</p> <p>また、一括提供集合住宅の場合においては、本施設のうち光保安器までの施設は当社が所有するものとし、光保安器より先のフィルターを經由し、混合器までの施設は里庄町が所有するものとし、混合器より先のブースター、分配器及び各居室まで敷設している既設の同軸ケーブル等（以下「物件所有者施設」といいます）は物件所有者が所有するものとし、電源部は、分離して物件所有者施設に設置することが出来るものとし、その場合も電源部は、当社が所有するものとし、本サービスに付随するサービス等の機器には、貸与機器があり、当該貸与機器を物件所有者へ貸与するものとし、</p> <p>第 18 条 規約の改定</p> <p>2. 当社は、本規約を改定する旨及び改定後の規約の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト (http://home.kcv.ne.jp/) に掲載する方法で告</p>	<p>第 5 条 施設の設置等</p> <p>1. 本施設のうち送信所から光コンバータ（以下「光保安器」といいます）までの施設（以下「光保安器までの施設」といいます）は当社が所有するものとし、光保安器より先の施設（以下「利用者施設」といいます）は利用者が所有するものとし、光保安器に搭載されている電源ユニット（以下「電源部」といいます）は、分離して利用者施設に設置することが出来るものとし、本サービスに付随するサービス等の機器には、当社所有のもの（以下「貸与機器」といいます）があり、当該貸与機器を利用者へ貸与するものとし、<u>貸与機器には、新品の他に展示品を含む回収された光保安器等を清掃及び点検等を実施した再生品があるものとし、利用者は選択出来ないものとし、</u></p> <p>また、一括提供集合住宅の場合においては、本施設のうち光保安器までの施設は当社が所有するものとし、光保安器より先のフィルターを經由し、混合器までの施設は里庄町が所有するものとし、混合器より先のブースター、分配器及び各居室まで敷設している既設の同軸ケーブル等（以下「物件所有者施設」といいます）は物件所有者が所有するものとし、電源部は、分離して物件所有者施設に設置することが出来るものとし、その場合も電源部は、当社が所有するものとし、本サービスに付随するサービス等の機器には、貸与機器があり、当該貸与機器を物件所有者へ貸与するものとし、</p> <p>第 18 条 規約の改定</p> <p>2. 当社は、本規約を改定する旨及び改定後の規約の内容並びにその効力発生時期を当社ウェブサイト (https://yumenet.jp) に掲載する方法で告知す</p>

知するものとします。	るものとします。
------------	----------

その他文言の統一と見直しを行いました。